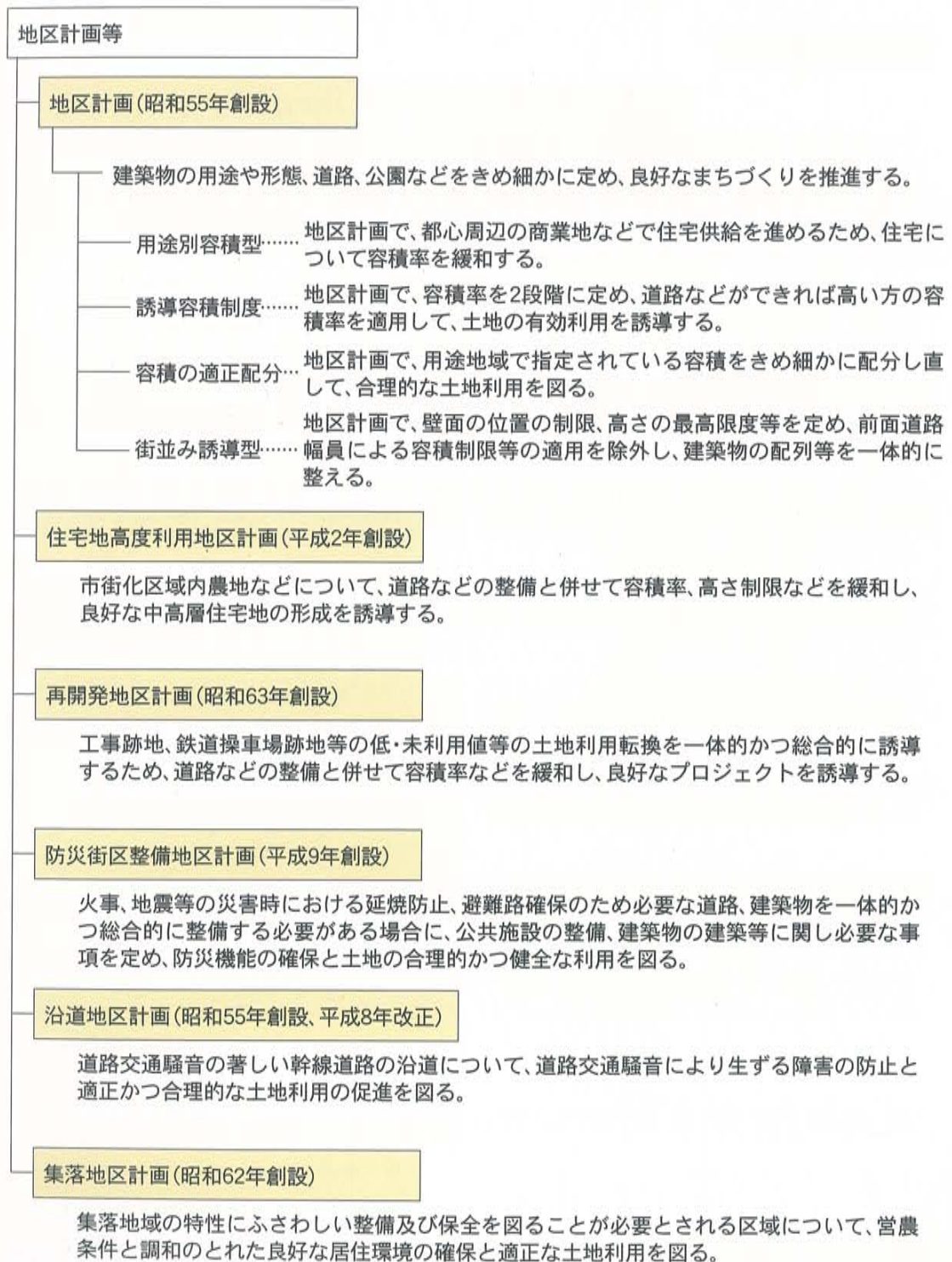


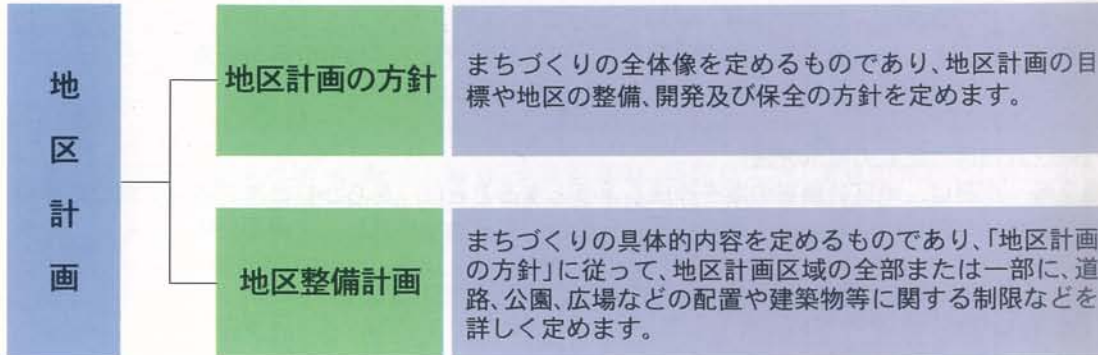
(2) 地区計画

地区計画制度は、都市における良好な市街地環境の創造、保全を図るため、地区を単位として住民の皆さんの意見を十分反映させながら、公共施設の配置及び規模、建築物の形態等について一体的、総合的な計画を策定し、建築又は開発行為を誘導規制し、良好なまちづくりに資することを目的とするものです。

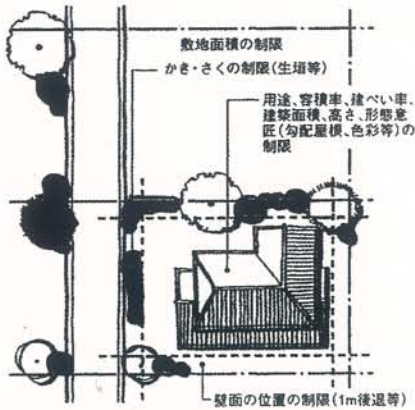


■地区計画の構成

地区計画は次の2つから成り立っています。



●地区整備計画は次のうち、必要なものを定めます



- 1.地区施設の配置及び規模
地区施設とは、皆さんが利用する道路、公園、緑地、広場などをいいます。
- 2.建築物やその敷地などの制限に関すること
 - ア.建築物等の用途の制限
 - イ.容積率の最高限度又は最低限度
 - ウ.建ぺい率の最高限度
 - エ.建築物の敷地面積の最低限度
- 3.その他、土地利用の制限
現存する樹林地、草地などの良い環境を守り、壊さないように制限することができます。

- オ.建築面積の最低限度
- カ.壁面の位置の制限
- キ.建築物等の高さの最高限度又は最低限度
- ク.建築物等の形態又は意匠の制限
- ケ.かき又はさくの構造の制限

地区計画ができるまでの流れ

